



発行 東京都

目次

53

規則

- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部振興企画課）…
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部計画課）…
- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…

規則

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十八号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四十三号の二中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第四条中「第七条第十項」の下に「第十三条の九第四項」を、「第十五条第五項」の下に「第十九条の九第四項」を、「第二十四条第四項」の下に「第四十六条の二第四項」を加える。

第五条中「第十四項」の下に「第十三条の九第七項」を、「第十五条第七項」の下に「第十九条の九第六項」を、「第二十四条第六項」の下に「第四十六条の二第六項」を加える。

第六条中「第十二項」の下に「第十三条の九第五項若しくは第六項」を、「第十五条第六項」の下に「第十九条の九第五項」を加え、「又は第二十四条第五項」を、「第二十四条第五項又は第四十六条の二第五項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（夜間銃猟作業計画確認申請書）

第六条の二 規則第十三条の八第一項の申請書は、別記第五号様式の二による。

(指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書)

第六条の三 規則第十三条の九第一項の申請書は、別記第五号様式の三による。

第七条の次に次の一条を加える。

(鳥獣捕獲等事業認定等申請書等)

第七条の二 法第十八条の三第一項(法第十八条の七第二項又は第十八条の八第六項において準用する場合を含む。)の申請書は、別記第六号様式の二による。

2 規則第十九条の十二第一項の届出書は、別記第六号様式の三による。

3 法第十八条の七第四項の規定による届出は、別記第六号様式の四により行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(麻酔銃猟許可申請書)

第十三条の二 規則第四十六条の二第一項の申請書は、別記第十一号様式の二による。

第十九条の次に次の一条を加える。

(公聴会)

第二十条 知事は、法第二十八条第六項(法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件(以下「意見聴取案件」という。)を公示するとともに、意見聴取案件に関し意見を聴く必要があると知事が認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公示は、公聴会の開催期日の三週間前までに東京都公報により行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた公述人は、当該通知に係る公聴会の開催期日の一週間前までに当該意見聴取案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

5 議長は、公聴会において、まず公述人のうちで当該意見聴取案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、第三項の規定によりその者が提出した文書の朗読をもってその陳述

に代えることができる。

6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

8 公述人及び前項の規定により発言を許された者の発言は、当該意見聴取案件の範囲を超えてはならない。

9 議長は、公述人若しくは第七項の規定により発言を許された者が前項の範囲を超えて発言したとき又は公述人若しくは第七項の規定により発言を許された者に不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調査書を作成し、これに署名押印しなければならない。

別記第一号様式(中)「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」並びに「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に

銃器を使用して捕獲等しようとする場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日

銃器を使用して捕獲等しようとする場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日(同項第2号の規定による許可の場合にあっては、銃砲刀

に、

「	第 9 条	第 9 項
	第 1 5 条	第 7 項
	第 1 9 条	第 6 項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第21条第2項において準用する第19条第6項

第 2 4 条	第 6 項
第 4 6 条	第 2 項
第 6 1 1 条	第 5 項
第 6 5 条	第 4 項
第 9 条	第 9 項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

「	第 14 条の2第9項の規定により読み替えて適用する第9条第9項	第 1 5 条	第 7 項
		第 1 9 条	第 6 項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第21条第2項において準用する第19条第6項

第 2 4 条	第 6 項
第 3 8 条	第 7 項
第 4 6 条	第 2 項
第 6 1 1 条	第 5 項
第 1 9 条	第 4 項
第 6 5 条	第 4 項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）	<input type="checkbox"/> 従事者証
<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証	<input type="checkbox"/> 販売許可証
<input type="checkbox"/> 狩猟免状	<input type="checkbox"/> 狩猟者記章

<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）	<input type="checkbox"/> 従事者証
<input type="checkbox"/> 従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業）	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証
<input type="checkbox"/> 認定証	<input type="checkbox"/> 登録票（飼養登録）
	<input type="checkbox"/> 販売許可証

<input type="checkbox"/> 麻酔銃猟許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟免状	<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証
<input type="checkbox"/> 狩猟者記章		

「1 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、生年月日欄の記載は不要とする。」

2 狩猟免状等の種類欄の該当項目の□にシ印を付すこと。

「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」

2 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名

第4章 第45条 中
第45条 第4項

称及び代表者の氏名を記載することとし、職業欄及び生年月日欄の記載は不要とする。
3 狩猟免状等の種類欄の該当項目の□にシ印を付すこと。

「 第7条 第13項

第7条 第14項

第15条 第7項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第20条 第6項

第24条 第6項

第50条

第65条 第10項

「 第7条 第13項

第7条 第14項

第13条 第9項 第7項

第15条 第7項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第19条 第9項 第6項

第20条 第6項

第24条 第6項

第46条 第2項 第6項

第50条 第65条 第10項

許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

指定猟法許可証

狩猟免状

従事者証

販売許可証

狩猟者記章

や

認定証

麻酔銃猟許可証

狩猟者記章

登録票 (飼養登録)

狩猟免状

狩猟者登録証

販売許可証

狩猟者登録証

や

「1 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、生年月日欄の記載は不要とする。
2 狩猟免状等の種類欄の該当項目の□にシ印を付すこと。」

「 1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 2 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、生年月日欄の記載は不要とする。」

3 狩猟免許等の種類欄の該当項目の□にレ印を付すこと。
 〆〆〆
 〆〆〆

「 第 7 条 第 11 項
 第 7 条 第 12 項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 15 条 第 6 項

第 20 条 第 5 項

第 24 条 第 5 項

「 第 7 条 第 11 項
 第 7 条 第 12 項
 第 13 条 の 9 第 5 項
 第 13 条 の 9 第 6 項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 15 条 第 6 項
 第 19 条 の 9 第 5 項
 第 20 条 第 5 項
 第 24 条 第 5 項
 第 46 条 の 2 第 5 項

許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 従事者証
 指定猟法許可証 登録票 (飼養登録) 販売許可証

許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 従事者証
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により許可を受けた者とみなされた者
 従事者証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) 指定猟法許可証
 認定証 登録票 (飼養登録) 販売許可証

麻酔銃猟許可証

「 1 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、生年月日欄の記載は不要とする。また、変更前の住所又は氏名欄及び変更後の住所又は氏名欄には、変更の前後の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
 2 許可証等の種類欄の該当項目の□にレ印を付すこと。
 3 変更前及び変更後の住所又は氏名が確認できる書類を添付すること。」
 「 1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」

- 2 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、生年月日欄の記載は不要とする。また、変更前の住所又は氏名欄及び変更後の住所又は氏名欄には、変更の前後の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。
- 3 許可証等の種類欄の該当項目の□にシ印を付すこと。
- 4 変更前及び変更後の住所又は氏名が確認できる書類を添付すること。」
め、同様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式の2 (第6条の2関係)

東京都知事 殿

年 月 日

認定証番号	第	号
住所	(電話番号)	
申請者	ふりがな	
代表者の氏名		

夜間銃猟作業計画確認申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の8の規定に基づき、下記の夜間銃猟作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについて確認を受けたので申請します。

事業名	記
夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
捕獲等をする鳥獣及び目標頭数	
捕獲等の方法	
夜間銃猟の実施方法	安全確保策 捕獲等をした個体の回収及び処分方法
夜間銃猟の実施体制	現場の実施体制 関係機関との調整 状況及び連携方法
夜間銃猟をする者(射手)	
住民への安全確保・周辺地域への注意喚起の方法	
備考	

- 記載上の注意事項等
- 1 住所欄には、法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 2 代表者の氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 3 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
 - 4 夜間銃猟の実施区域欄には、都道府県、区市郡、町村、大字、地番(地号)等を記載し、夜間銃猟の実施区域を明らかにした幅員1,50,000以上の地形図及び必要に応じて実施場所の状況が分かる天然色写真を添付すること。
 - 5 夜間銃猟の実施方法欄には、銃付けにより誘因して射撃するための措置その他夜間銃猟の安全性を確保するために必要な事項を明らかにした幅員115,000以上の概況図、天然色写真等の中から必要な書類を添付すること。安全確保策欄には、明るさの確保の方法(照明器具又はライトコーンの使用等)、ハンカスコーンの確保、着弾点の安全確保、捕獲等をした個体の回収方法、警戒心の高いエリアを増やさないための効果的な捕獲等の方法等について具体的に記載すること。
 - 6 夜間銃猟の実施体制中の現場の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置(捕獲責任者の配置、射手の名前、狩猟免許番号)、緊急連絡体制等を記載し、夜間銃猟(安全管理規程)を添付すること。関係機関との調整状況欄には、市町村や警察署を含む関係機関との調整状況、連携方法等について記載すること。
 - 7 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の理体(単位)を消した射手のうち本申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の名前、狩猟免許番号、使用する銃の種類、所持許可番号及び所持許可証交付年月日を記載し、認定証の写し及び夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿を添付すること。

第5号様式の3(第6条の3関係)

(表)

東京都知事 殿

年 月 日

申請者	主たる事務所所在地 (電話番号)	
	名称	
ふりがな	代表者の氏名	
印		

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の9の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日	裏面の従事者名簿のとおり

記載上の注意事項
代表者の氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

(日本工業規格A列4番)

(裏)

従事者名簿

住 所	職 業	氏 名	印	生年月日	銃 器 を 使 用 す る 場 合			備 考
					所持許可証番号	交付年月日	銃砲の種類	

- 記載上の注意事項等
- 1 従事者は、氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - 2 銃器を使用する従事者については、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲について記載し、銃砲の種類欄には散弾銃(ライフル銃の場合にあってはその旨)、空気銃等の別について記載すること。

鳥獣捕獲等事業認定等申請書 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに
 「(注)申請に当たっては、捕獲等を行うとする区域を明らかにした図面その他知事が必要と認める書類を添付すること。」
 「記載上の注意事項等」
 1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 2 申請に当たっては、捕獲等を行うとする区域を明らかにした図面その他知事が必要と認める書類を添付すること。
 「(注) 同様式の次に次の三様式を加える。」

第6号様式の2 (第7条の2関係)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

住所	(電話番号)
申請者 名 称	
ふりがな	
代表者の氏名	

鳥獣捕獲等事業認定等申請書

鳥獣捕獲等事業の認定等について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項(同法第18条の7第2項又は第18条の8第6項において準用する場合を含む。)の規定により下記のとおり申請します。

装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
事業管理責任者の役職・氏名	
捕獲従事者	
安全管理体制	
夜間銃猟の実施体制	1有 2無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識に関する事項	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施に関する事項	
備考	

- 記載上の注意事項等
- 住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
 - 代表者の氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(日本工業規格A列4番)

(選)

- 4 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、銃薬種・空気銃・おな・網ごに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 認定の変更の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定証の番号、認定証の交付年月日及び変更予定日を記載すること。
- 7 認定の有効期間の更新の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定証の番号、交付年月日及び認定をした都道府県知事名を記載すること。
- 8 申請に当たっては、次の資料を添付すること。
 - (1) 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - (2) 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
 - (3) 雇用契約書の写しその他の申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
 - (4) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(夜間銃猟を実施する場合には、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
 - (5) 事業管理責任者が次に掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
 - ア 安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。
 - イ 安全管理責任者及び捕獲従事者の名簿
 - ロ 銃器を使用して鳥獣の捕獲等を実施する場合には、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第1項の規定による許可に係る許可証の写し(当該許可が前項第2号の規定によるものである場合には、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)
 - ハ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習(救命救命に関する知識を含むものに限る。)の修了証又はこれに類する書類
 - ニ 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類(ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者であつては、その旨を証する書類)(ウの講習の修了証等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合に限り。)
 - ヘ 安全管理講習
 - ト 技能知識講習
 - チ 夜間銃猟安全管理講習
 - テ 夜間銃猟を実施する場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する捕獲従事者の技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすことを証する書類
 - (12) 研修計画書
 - (13) 申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる法定薬法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有することを記載した書類
 - (14) 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまで該当しない者であることを誓約する書面
 - (15) 損害保険契約書の写し
 - (16) 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に掲げない者であることを誓約する書面
 - (17) その他知事が必要と認める書類

第6号様式の3(第7条の2関係)

東京都知事 殿

住所 (電話番号)	届出者	代表者の氏名
	名称	
フリガナ		

認定鳥獣捕獲等事業経費変更届

認定鳥獣捕獲等事業について、下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更前の名称	
変更前の住所	
変更前の代表者の氏名	
認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更日(又は変更予定日)	年 月 日
認定証の記載事項の書換え (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の12第2項)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

- 記載上の注意事項等
- 1 住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
 - 2 代表者の氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 3 申請者の名称、住所又は氏名に変更がない場合は、「変更前の名称」、「変更前の住所」又は「変更前の代表者の氏名」を省略することができる。
 - 4 認定証の記載事項の書換え欄の該当項目の□にシ印を付すこと。
 - 5 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

第6号様式の4 (第7条の2関係)

東京都知事 殿

年 月 日

届出者	住所	(電話番号)
	名称	
	ふりがな	
代表者の氏名		㊟

認定鳥獣捕獲等事業廃止届

認定鳥獣捕獲等事業について、下記のとおり廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定に基づき、届け出ます。

記

認定証の番号	年 月 日
認定証の交付年月日	年 月 日
廃止した日	年 月 日

備考欄

- 記載上の注意事項
- 1 住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
 - 2 代表者の氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

(日本工業規格A列4番)

届出書中の欄名「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、

「1 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。」

「2 東京都知事以外の発行した許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）に係る飼養登録の申請の場合は、当該許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）の写しを添付すること。」

「3 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」

「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」

「2 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。」

「3 東京都知事以外の発行した許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）に係る飼養登録の申請の場合は、当該許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等）の写しを添付すること。」

「4 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」

届出書中の欄名「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、

「1 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。」

「2 飼養する鳥類の種類欄の「雄」及び「雌」のうち該当するものを○で囲むこと。」

「3 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」

「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」

「2 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。」

「3 飼養する鳥類の種類欄の「雄」及び「雌」のうち該当するものを○で囲むこと。」

<p>4 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」</p> <p>㊦</p> <p>㊧ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」</p> <p>「1 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。また、譲渡し又は引渡しをした者が法人の場合にあっては、譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名欄に主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 登録票（飼養登録）を添付すること。</p> <p>3 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」</p> <p>「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</p> <p>2 法人による届出の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。また、譲渡し又は引渡しをした者が法人の場合にあっては、譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名欄に主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>3 登録票（飼養登録）を添付すること。</p> <p>4 この様式で不足する場合は、必要事項を記載した別紙を添付すること。」</p> <p>㊦</p> <p>㊧ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」</p> <p>「1 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載することとし、職業欄及び生年月日欄の記載は不要とする。また、買受予定人が法人の場合にあっては、買受予定人の住所及び氏名欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 申請に当たっては、販売禁止鳥獣等の入手経路を証する書面を添付すること。</p> <p>「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</p> <p>2 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名</p>	<p>称及び代表者の氏名を記載することとし、職業欄及び生年月日欄の記載は不要とする。また、買受予定人が法人の場合にあっては、買受予定人の住所及び氏名欄には主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>3 申請に当たっては、販売禁止鳥獣等の入手経路を証する書面を添付すること。</p> <p>㊦</p> <p>㊧ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第8項」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8項」</p> <p>「1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第8項」</p> <p>「1 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 行為の種類が、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置である場合には、次の書面を添付すること。</p> <p>「1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</p> <p>2 法人による申請の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>3 行為の種類が、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置である場合には、次の書面を添付すること。」</p> <p>㊦ 同様式の次に次の様式を加える。</p>
--	---

第11号様式の2（第13条の2関係）

（表）

東京都知事 殿

年 月 日

申請者	住所	(電話番号)
	ふりがな	
申請者	氏名	①
	職業	
生年月日		年 月 日

麻酔銃頒許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定に基づき、住居集落地域等における麻酔銃頒の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用する麻酔薬の名称及び量	
住居集落地域等において麻酔銃頒をしななければならない理由	
捕獲等を行うとする期間	
捕獲等を行うとする区域	
捕獲等を行うとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	

- 記載上の注意事項等
- 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - 住居集落地域の麻酔銃頒については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づき許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条第2項の規定に基づく危険減法許可申請が必要であることを留意すること。
 - 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
 - 住居集落地域等において麻酔銃頒をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況等を記載し、当該住居集落地域で実施しなければならない理由や、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻酔銃頒によることが適切とする理由等を記載すること。
 - 捕獲等を行うとする区域欄には、都道府県、区市町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
 - 危害の防止のための措置欄には、人の身体又は生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。

（日本工業規格A列4番）

（裏）

住所	氏名	職業	生年月日	捕獲等を行う鳥獣の種類及び数量	麻酔銃の所持許可証		人命救助等に従事する者届出済証明書		備考
					所持許可番号	交付年月日	届出済証明書の番号	交付年月日	

記載上の注意事項等

- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 人命救助等に従事する者届出済証明書欄については、麻酔銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃頒を実施する場合に記載する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

3	ライフル銃		
4	散弾銃	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 年 月 日
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。)		
6	空気銃		

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日		第 年 月 日
--	--	---------

式(表)を次のように改める。

に改める。

(裏)

(2) 受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を理に受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びにこの申請により受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を同一登録年度内に提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県	知事	交付年月日	年月日	狩猟免許の番号	第 号	提出の有無
	知	事	事	年 月 日	年 月 日	第 号	第 号	

他の免許 免許 都道府県 知事 交付年月日 年月日 狩猟免許の番号 第 号

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づき命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、かつ、「有」の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

罰金以上の刑に処せられたことの有無	有	無
年月日		

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許が取り消されたことの有無(「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、かつ、「有」の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

免許を取り消されたことの有無	有	無
年月日		

記載上の注意事項等

- 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 本特種及び*印の欄には、申請者は記載しないこと。
- 申請に当たっては、次の資料を添付すること。
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の写し又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
 - 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日に記載すること。)
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の写しを添付した者を除く。)

氏名欄に「中」又は「里」又は「鳥獣の保護及び狩猟

の適正化に関する法律」又は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

の適正化に関する法律」又は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

記載上の注意事項等

- 1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 変更前及び変更後の事項の両方が確認できる書類を添付すること。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」又は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

3	ライフル銃			
4	散弾銃			
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。)	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 年 月 日	第 年 月 日
6	空気銃			

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 年 月 日	第 年 月 日
--	---------	---------

試験の結果	視力	聴力	運動能力
-------	----	----	------

試験の結果	視力	聴力	運動能力	※適性試験の免除
-------	----	----	------	----------

「1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。

- 2 太枠欄及び*印の欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 申請に当たっては、次の資料を添付すること。

- 1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 太枠欄及び*印の欄には、申請者は記載しないこと。
- 4 申請に当たっては、次の資料を添付すること。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号」又は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号」

- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真1枚 (縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真1枚 (縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

- (4) 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、鳥獣の捕獲及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第59条の2の規定により、狩猟について必要な適性を有することについて確認がされた者にあつては、当該確認がされた旨の書面

氏名欄に「中」又は「里」又は「鳥獣の保護及び狩猟

* 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
* 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

* 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
* 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別	
* 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条」の「鳥獣」は「鳥獣」を指す。

(英)

(2) 狩猟をする場所 (該当番号を○で囲むこと。)	1 都の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当項目の□にシ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 第7号 (許可捕獲等をした者)	<input type="checkbox"/> 第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)			
	<input type="checkbox"/> 第8号 (許可捕獲等に従事した者)	<input type="checkbox"/> いずれにも該当しない。			
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (該当番号を○で囲み、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合は、鳥獣被害対策実施隊員として所属している区市町村の名称を記載すること。)	1 対象鳥獣捕獲員である。	区市町村名 ()			
	2 対象鳥獣捕獲員でない。				
(5) 登録を受けようとする狩猟免許の効力の停止の有無 (「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、かつ、「有」の場合には、その停止の期間を記載すること。)	有	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号	第	号	交付年月日	年 月 日
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項	共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 の 期 間
	損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
	資 産 保 有				
(8) 職業					
	1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者		
	4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者	7 採鉱・採石作業者	
	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者	10 単独労働者		
	11 保安職業従事者	12 サーチス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無 職	
記載上の注意事項等					
1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。					
2 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
3 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
4 (8)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 *印欄には、申請者は記載しないこと。					
6 (1) 申請者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件を備えていることを証する書面					
(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)					
(3) 都外に居住する者については、現に狩猟免許を受けていることを証する書類					

別記第十六号様式(表)

* 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
* 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

や

* 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
* 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別	
* 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

び

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項」に定める「回禁区域」を次のように定める。

(裏)

(2) 狩猟をする場所 (変更がある場合のみ該当番号を○で囲むこと。)	1 都の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域		
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別 (該当項目の□に1印を付すこと。)	□第7号 (許可捕獲等をした者) □第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 □第8号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 □いずれにも該当しない。			
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (変更がある場合のみ該当番号を○で囲み、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合には、鳥獣被害対策実施隊員として所属している区市町村の名称を記載すること。)	1 対象鳥獣捕獲員である。	区市町村名 ()		
(5) 変更登録を受けようとする狩猟免許の効力の停止の有無 (「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、かつ、「有」の場合には、その停止の期間を記載すること。)	2 対象鳥獣捕獲員でない。			
免許の効力の停止の有無	有	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(6) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の番号	第 号	交付年月日	年 月 日

記載上の注意事項等

- 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 狩猟者登録の変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- (1)・(2)及び(3)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。申請者は記載しないこと。
- *印欄には、申請書の写真2枚 (縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)を添付すること。

別記第十七号様式中「申請者」を「届出者」に、「鳥獣の保護及び狩猟

の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に

「(注) 変更前及び変更後の事項の双方が確認できる書類を添付すること。」を

「記載上の注意事項等

1 氏名欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。に

2 変更前及び変更後の事項の双方が確認できる書類を添付すること。」
改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第七十八号

支 庁 中 一 般
支 庁 一 般

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一項第三十五号から第三十七号の五までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

